

奈良県立図書情報館カフェレストラン出店事業者募集要綱

1 目 的

奈良県立図書情報館は、図書資料の閲覧や情報機器等を通じて、人と本のみならずワールドワイドに人と人との知的交流を促進する舞台であり、その魅力とサービスの向上のため、飲み物や食事を楽しめる場を提供するカフェレストランの出店事業者を募集する。

2 奈良県立図書情報館の概要

- (1)設置者 奈良県
- (2)開 館 平成17年11月
- (3)所在地 奈良市大安寺西1丁目1000番地
- (4)図書情報館の事業概要
 - ①図書資料の閲覧・貸出
 - ②企画広報事業
 - ・講演会の開催、エントランスホール等での展示
- (5)開館時間及び休館日
 - ①開館時間：9時から20時まで
 - ②休 館 日：毎週月曜日（月曜日が祝日の場合はその翌日）
毎月月末、年末年始、その他図書点検等の臨時休館あり。
- (6)来館者数 直近3年間の状況は資料1のとおり。

3 カフェレストランの概要

- (1)店舗場所 奈良県立図書情報館 2階 カフェレストラン
- (2)店舗面積 64.29㎡（うち厨房9.82㎡） 現状13席 資料2参照。
- (3)使用期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日
 - ※行政財産使用許可による使用とし、使用期間は1年間。出店事業者の使用状況等を勘案し、当館が継続して使用許可できると判断した場合は、1年毎に使用許可を更新する。使用期間は当初の許可日から最長5年間。
 - ※営業開始日については別途協議する。

4 出店条件

(1)営業についての条件

①営業方針	幅広い年齢層に親しまれる図書情報館のカフェレストランにふさわしいメニューとともに、従業員の接客態度および服装等にも配慮した営業方針を有していること。
②営業日	原則として、図書情報館の開館日にはすべて営業すること。
③営業時間	図書情報館の開館時間は9時から20時まで、カフェレストランの営業時間は9時から19時までとする。
④業務内容	店舗内での飲食物の提供。 カフェレストランとしての営業に支障のない範囲内での物品販売可。 販売物品については当館の事前確認を受けること。

(2)施設使用等の条件

①使用方法	行政財産使用許可による使用とし、出店事業者は行政財産使用料、光熱水費を図書館に支払うこととする。出店事業者は、自己の責任で営業を行い、販売代金は出店事業者に帰属する。営業にかかる経費は、出店事業者の負担とする。
②使用料	奈良県行政財産使用料条例(昭和39年3月31日奈良県条例第42号)に基づく使用料を負担すること。 【参考】令和6年度実績(使用面積:29.33㎡):年額 1,264,123円(税込み) 令和7年度見込(使用面積:64.29㎡):年額 2,898,193円(税込み) 使用料は年4回に分けて請求する。
③厨房機器等	厨房機器等は、出店事業者で設置すること。厨房内でのガス器具使用は不可とし、電磁調理器等での調理を計画すること。なお、厨房内の既設の2槽シンク、給湯器、厨房内手洗い器及びレンジフード並びに飲食スペースの机及び椅子は無償で使用するができる。その他の営業に必要な器具等については、出店事業者で準備すること。
④光熱水費	カフェレストラン内で使用する電気及び上下水道の使用にかかる費用については、出店事業者の負担とする。光熱水費は四半期毎に請求する。 【参考】令和5年度光熱水費:年間実績額 243,962円 電気料金(動力・照明) 213,337円(1kw当たり 23.06円で計算) 水道料金(下水道含む) 30,625円(1㎡当たり 412.19円で計算)
⑤電 話	内線電話を1台設置している。 外線電話の設置を希望する場合は、事前協議の上、出店事業者の負担で設置すること。
⑥清掃等	カフェレストラン内の清掃、消毒及びゴミの処理に要する経費については、出店事業者の負担とする。
⑦修 理 等	図書館に属する設備の修理については、図書館の負担とする。 (例:照明電球の交換)
⑧委託・転貸の禁止	カフェレストランの営業を他者に委託、転貸することはできない。
⑨原状回復	行政財産使用許可期間の満了又は使用許可の取り消しにより使用許可が終了する場合には、前者については使用期間の満了日まで、後者については当館が指定する期日までに、出店事業者の負担と責任において、新たに設置した備品・設備を撤去し、原状回復すること。
⑩法令等の遵守	食品衛生法、その他の関係法令等を遵守し、適正に店舗運営を行うこと。食中毒等の事故が発生した場合や、販売上のトラブルが発生した場合は、出店事業者が責任を持って対応し、当館に報告すること。

5 応募資格

奈良県内に本店、支店、営業所、店舗のいずれかを置いている法人または個人で、飲食関連サービスの経営・営業実績を持ち、図書情報館の運営について理解・協力をいただける方で、かつ以下の全てに該当する者とする。

- (1) 法令等の規定により営業及び販売について許認可等を必要とする場合には、その許認可等を受けていること。
- (2) カフェレストランの営業業務において、自ら管理経営する実績を1年以上有していること。
- (3) 食品衛生法、その他の関係法令等に基づく処分等を過去3年間受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項各号に掲げる者。
 - ② 会社更生法(平成14年法律154号)及び民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく申立てをしている者。
 - ③ 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団員、その他反社会的団体又はそれらに関連すると認められるに足る相当の理由のある者。
 - ④ 国税、地方税を滞納している者。

6 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「5 応募資格」に定めた資格が備わっていないとき。
- (2) 複数の提案書を提出したとき。
- (3) 提案書類の軽微な不備について、当館が指示する期日までに補正に応じないとき。
- (4) 提出書類に虚偽または不正があったとき。
- (5) その他不正行為があったとき。

7 応募の方法及び要領

この要綱に基づき提出された応募書類を審査し、出店事業者を選定します。

(1) 申込書類の配布及び提出期間

令和7年2月5日(水)～令和7年2月28日(金)17時まで

下記担当部署または奈良県立図書情報館ホームページ(www.library.pref.nara.jp/)から入手してください。

提出は、持参又は郵送によります。郵送の場合は令和7年2月28日(必着)とします。

ただし、持参の場合は休館日(2月10日、2月17日、2月25日(2月28日は除く))を除きます。

(2) 現地見学

現地説明会は行いません。

現地見学を希望される場合は、あらかじめ日時をご相談の上、2月19日(水)までにご来館ください。

ただし、休館日(2月10日、2月17日)を除きます。

(3) 質問及び回答

令和7年2月19日(水)15時までに、質問書(様式4)をFAXで提出してください。

令和7年2月21日(金)17時までにFAXで回答します。全体に関わる質問については、出店応募申込者全員に回答します。

(4) 担当部署・書類提出先

奈良県立図書情報館 総務企画課

〒630-8135 奈良市大安寺西1丁目 1000 番地

TEL 0742-34-2111 FAX 0742-34-2777

8 提出いただく書類

- (1) 奈良県立図書情報館カフェレストラン出店応募申込書(様式1)
提出部数: 正1部・写1部
- (2) 誓約書(様式2)
提出部数: 正1部・写1部
- (3) 事業・組織等の概要(様式3)
提出部数: 正1部・写1部
※会社概要のパンフレットなどがあれば、1部添付してください。
- (4) 企画提案書(所定様式なし)
提出部数: 正1部・写1部
次の項目について記載してください。
 - ① 図書情報館カフェレストランのコンセプトについて
・図書情報館カフェレストランで提供しようとする食事の内容やコンセプトをできるだけ詳細に記載してください。
 - ② メニュー・価格
・食事や飲み物のメニューや看板とするメニュー(予定)と価格案を記載してください。ただし、アルコール類の提供はできません。
 - ③ 同種・類似事業の実績
・過去及び現在における飲食事業の実績を記載してください。
 - ④ 営業に関する計画
・営業日、営業時間、従業員の入退館予定時間
・従業員に関する計画(配置人員予定)
・厨房機器の配置計画
・テーブル、椅子の配置計画
・服装、従業員教育、研修等
 - ⑤ 収支計画
 - ⑥ その他
・特記事項があれば、記載してください。
- (5) その他添付書類
 - ① 飲食店の営業に関する監督官庁の許可証の写し(1部)
 - ② 財務関係諸表の写し(1部)
・法人の場合は、直近3年間の貸借対照表、損益計算書
・個人の場合は、直近3年間の税申告書
 - ③ その他、図書情報館が必要と認める書類

9 評価基準

- (1) コンセプトが図書情報館内のカフェとしてふさわしいか。
- (2) コンセプトを踏まえたメニュー・価格となっているか。
- (3) 飲食事業の実績があり、過去3年間の売り上げが安定しているか。
- (4) 魅力ある店舗づくりに配慮されているか。
- (5) 営業日、営業時間、人員配置、勤務体制が適正であるか。
- (6) 従業員の教育、研修等が適正であるか。
- (7) 収支計画(収支の妥当性、人件費・事業費のバランス・妥当性など)が適正であるか。
- (8) 財務状況等、運営者の経営が安定しているか。

資料3参照。

10 出店事業者の決定等について

(1) 評価主体

評価は、奈良県立図書情報館カフェレストランポータル選定審査会（以下、選定審査会）が行います。

(2) 決定方法

選定審査会は、資料3に基づき評価を行い、基準点以上の者の中から最高評価点の者を出店事業者として決定します。

応募者が1者で、その者が基準点以上である場合は、その者を出店事業者として決定します。

(3) プレゼンテーション

審査にあたって必要がある場合は、プレゼンテーション、ヒアリングなど、選定審査会が提案内容の説明を求める場合があります。詳細については、申込者に通知します。

(4) 出店事業者決定結果について

出店事業者決定結果については、令和7年3月14日までに申込者に対して文書で通知します。審査の結果、ふさわしい応募提案がないときは、該当者なしとする場合もあります。

(5) 応募及び企画提案に要する費用

申込者の負担とします。

(6) 応募書類の取り扱い

提出された企画提案書等は返却いたしません。

11 その他

出店決定事業者と出店に関する覚書を締結します。

(様式1)

奈良県立図書情報館カフェレストラン出店応募申込書

令和 年 月 日

奈良県立図書情報館
副館長 福岡 一浩 様

(申込者) 所在地 〒

法人名・屋号(個人の場合は屋号のみ)

代表者氏名 印

奈良県立図書情報館のカフェレストランへの出店について、下記の関係書類を添えて申込みます。

記

- 1 企画提案書
- 2 その他添付書類

〔連絡責任者〕

部 署	
氏 名	
電話番号	
FAX番号	

(様式2)

令和 年 月 日

奈良県立図書情報館 副館長 福岡 一浩 様

法人名・屋号(個人の場合は屋号のみ)

代表者氏名

印

誓 約 書

私は、応募資格について下記事項に該当することをここに誓約しますとともに、下記事項に反することが発覚した場合は、出店事業者として失格となることに不服を申し立てません。

記

- (1) 奈良県内に本店、支店、営業所、店舗のいずれかを置き、飲食店営業許可を得ている法人・個人であること。
- (2) カフェレストランの営業業務において、自ら管理経営する実績を1年以上有していること。
- (3) 食品衛生法、その他の関係法令等に基づく処分などを過去3年間受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ・地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項各号に掲げる者。
 - ・会社更生法(平成14年法律154号)及び民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく申立てをしている者。
 - ・役員等が、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律 第77号)に規定する暴力団員、その他反社会的団体又はそれらに関連すると認められるに足りる相当の理由のある者。
 - ・国税、地方税を滞納している者。
- (5) 使用料等を確実に支払うこと。

事業・組織等の概要

法人・屋号名	
代 表 者 名	
所 在 地	
設立年月	
資本金 (個人事業者無記入)	
主な事業内容	
飲食部門の売上高 (千円) (直近3年間)	千円 (R 年 月～R 年 月)
	千円 (R 年 月～R 年 月)
	千円 (R 年 月～R 年 月)
営業店舗数	店舗
従業員数	人(うち正社員 人、パート社員等 人)
会社の主な沿革 店舗の主な沿革 (個人事業者)	

(様式4)

令和 年 月 日

奈良県立図書情報館 総務担当 行

FAX番号 0742-34-2777 (送り状不要)

質 問 書	
題 名	奈良県立図書情報館カフェレストラン出店応募について
会 社 名 又は 個人事業者名	
部署所属名	
担当者名	
電話番号	
FAX番号	
質問事項	

- ・質問への回答はFAXで行います。全体に関わる質問については、出店応募申込者全員に回答します。
- ・質問事項が多い場合は、コピーして複数枚に記入してください。